

グッドプラクティショナー 紹介

推薦文

横田千代子さんを
グッドプラクティショナーに推薦する理由

横田千代子氏は、40年を超える長きにわたりて女性支援の最前線で実践をなさっています。女性自立支援施設（旧婦人保護施設）で、目の前の人ひとりの利用者に寄り添い、利用者とともにその人らしい暮らしの実現に向けて支援を展開されています。人間の尊厳を奪われ、社会の周縁に置かれた女性たちとの出会いから、支援者のネットワークを形成し、そこにある社会的不正義の是正に取り組み、全国女性自立支援施設等連絡協議会（旧全国婦人保護施設等連絡協議会）会長を長らく務め、「困難な

問題を抱える女性への支援に関する法律」制定に大きな貢献をなさいました。

見えないものを見て、声なき声を聴き、そして、社会、人びとを動かす、横田氏の実践は今も現在進行形です。氏の実践は人間の尊厳の保持、人権尊重、社会正義の実現といったソーシャルワークの価値の具現化であり、ミクロ・メゾ・マクロの各レベルが相互浸透しながら展開するソーシャルワークの体現だと思います。

（推薦者：明治学院大学教授 久保美紀）

〈グッドプラクティショナーについて〉

1 背景と目的

- ・よりよい実践を発掘・評価し、広く伝えることにより、よりよい実践が拡大することを目指す。
- ・よりよい実践を行っているソーシャルワーカーの仕事ぶりを紹介することによって、よりよい実践とは何か、よりよい実践のためには何が必要か、などについて読者に考えていただく契機を提供する。
- ・これにより、ソーシャルワーク学会として、理論の発展だけでなく実践の向上を、また、理論と実践の往復運動の促進を目指す。

2 方法

- ・推薦者から候補者名をあげていただき、その推薦理由（200～400字程度）を書いていただく。合わせて、候補者に執筆の承諾をとっていただく。
- ・候補者は学会員以外でも可能。執筆内容は「実践内容」。
- ・承諾を得られた候補者には、編集委員会から「私の実践：一」といったタイトルで、実践内容を紹介していただくように依頼する（3,200字程度）。

私の実践

婦人保護施設の支援現場から 「売春防止法」を振り返って

横田千代子（女性自立支援施設いづみ寮施設長）

法改正への道のり

2008年全国婦人保護施設等連絡協議会（以下全婦連という）の中に「売春防止法」を改正し、女性たちの人権が守られる新しい法律を作りたいという切なる願いから「売春防止法見直し検討会」を立ち上げた。新法制定39年前の事である。しかし、法改正は困難を呈し、『このままでは』と、2012年当時の厚生労働大臣に直訴「売春防止法改正」を訴える。法改正10年前のことであった。国により検討会が立ち上がったが、改正の動きには及ばず「議論の整理」に終わった。2015年7月、全婦連の中に再び「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」を立ち上げる。東京5施設長を中心に近県施設長、退職施設長、数名ではあるが、女性相談センター所長、相談員も参加。そして何より力強かったのは、お茶の水女子大学名誉教授の戒能民江先生を中心に学識者の方々の参加であった。このプロジェクトの動きを全国にも広げ、改正の道を開いた。法改正7年前の事であった。

新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定へ

2022年5月19日、衆議院本会議にて全員賛成にて採択。女性支援新法「困難な問題を考える女性への支援に関する法律」が議員の方々のお力

を得て議員立法にて制定された。長い道のりではあったが、66年間続いた「売春防止法」から「婦人保護施設」はやっと脱却した。この法律の制定は“女性解放の時”を迎えたという喜びの気持ちでいっぱいであった。と同時に40年前に共に婦人保護施設で生活をしていた女性たちに「施設はもう…売春防止法ではなくなったよ！」と、最初に伝えたい気持ちになった。過っては地域の中でも、差別や偏見があたり前のようにあった時代、それを無言に受け止めながら生活していた女性たちに伝えたい気持ちが溢れた。

婦人保護施設は根拠法を「売春防止法」に置いていることで、女性支援の現場でありながら、地域では辿り着く女性への蔑視を感じることも多々あった。

女性たちは「自分を生きる・自分らしく生きる」権利を奪われてきた社会的支援が必要な女性たちであったが、『売春』という言葉のミクロの偏見が積み重ねられ差別につながっていたように思われてならない。

なぜ女性たちが「特別刑法・売春防止法」で支援されなければならなかったのであろうか

40年前、共に暮らしてきた40人近い女性たちと出会い、「なぜ売春防止法で？」といつも思っていた。「売春防止法」は特別刑法であり、条文2条にも「女性への処罰」が明記されている。

第3条では、処罰を受けて「婦人補導院」に送られる。補導院は刑務所の独房と同じような造りであり、まさに犯罪者扱いであった。共に生活をしている女性たちが犯罪者扱いをされてきたことは考えられない。

設立当初の入所者の記録を読みこんだ。そこに見えてきたのはまさに「困難な問題を抱えた女性たち」の姿であった。貧困・生活困難・疾病障害・暴力…家にいられない生活環境。「売春問題」の背景にあったのは「女性への処罰」ではなく、一人の人間の権利の尊重を思う時、大きな社会問題であることを自分で可視化し「売春防止法」を改正することにあるというマクロの目標に到達した。

施設に就労し41年目を迎えていた。41年前の「婦人保護施設」。管理が生活の中心に置かれていた。門限は6時半。居室には“扉”がなかった。丈の短いカーテンが下げられていた。のちに同性愛の防止であったことが知らされた。生活物品もすべてが現物支給であった。そのことは「婦人保護事業実施要領」にも記されていた。この実施要領には差別的な用語が当たり前のように溢れていた。改訂にも声を上げてきたが、「売春防止法が変わらなければ変わらない」と退けられた。

貧困な女性支援の実態…

貧困を含め様々な生活困難、疾病や障害、暴力などを背景に施設に辿り着いた女性たちの中には売春問題がある人もいたが、「自分が悪いから仕方がない」「私は汚い身体」そう言って自分を責めていた。でも、作業ではお互いに助け合い、どの人も優しい女性たちであった。本来、すべき支援は「作業」ではなく、ひとり一人の心の中の思いをいっぱい聞いてあげることではなかつたろうか。もう一度希望を持って生きていくための時間をつくる支援であるはずが、収入を得るために日々、作業が中心の生活。心の支援は置き去りにされてしまっていたように思えてならない。共に作業をして楽しかった時間が思い出されるが、貧

困な女性支援であった。思い出すと辛くなる。

さらにその女性たちが入所に至る時の文書はまるで犯罪者扱いであった。「保護更生」「収容保護」「送致」「補導」など、時には入所時の文書には「街娼」の「街」の文字の○印が押されていた。どの言葉も女性たちからはかけ離れた言葉であったが、これも「法令順守」かと根拠法には怒りを覚えていた。

障害はあったが「自分の権利」を言葉に替えて

30年も前に施設で一緒に暮らしていた女性の事が思い出された。「刺青がとりたいよ！」女性がその言葉を私に伝えてくれたのは、私が女性と一緒にお風呂に入った時から、始まった。

入浴して自分の身体も髪も十分には洗えないことが分かり、ご本人の了解を得て時々一緒に入り、入浴介助をしていた。その時に、上半身に落書きのように無数の線が引かれた刺青があった。“男に入れられたんだよ”と教えてくれた。「つらかったですね…」それ以上聞くことはできなかつたが、全く抵抗できない状態で彫られていたと思われた。

「…刺青取りたいよ」と女性が言い出した。私も何としても“刺青を取る”ことのお手伝いがしたいと思った。親族に相談して病院に受診。幸い単色の刺青だったので、「手術は可能である」との答えを戴いた。親族の方は「刺青があるために温泉に連れて行って上げることもできないのです。手術が出来れば…」と同意を得ることが出来た。費用は親族の了解のもと、ご本人の年金の貯えを当てた。手術は大成功。“取れたよ！とれたよ！”と泣いて喜んでいた女性の顔を忘れることが出来ない。障害はあったが「自らの意志で、自らを主張し、自己決定をして、自分らしく生きる権利を取り戻した」凄い！長い屈辱から解放され、自らの力で尊厳を手に入れた。今でもにこやかな笑顔がよぎる。今頃、天国で自分をほめているに違いない。

「生きて来たけれど暮らしてこなかった」 今、自分の尊厳が守られる場所を

「施設は施設であるが施設ではない」「婦人保護施設は何するところ」自らにそんな問いかけをしながら、「暮らしつくり」に辿り着いた。自分らしく暮らすことを奪われ「生きて来たけれど暮らしてこなかった」女性たちが自分の好きなように、自分の暮らしをつくる場所、そこには回復への支援も含まれている。そのことを実現する私たちの支援は「暮らしつくり」をサポートする。支援の中核に「暮らしつくり」を置く。そう決めて今年で19年目を迎えた。

今、ひとり一人が「自分らしい生活環境」を生み出している。その空間は生活を自己決定した尊厳のある生活空間である。

女性支援新法で“手を繋ぎ”支援に生かして

2022年5月19日、に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「女性の

権利」が可視化された、画期的な法律である。その定義にはこう書かれている。

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で、「困難な問題を抱える女性」とされている。「売春防止法」は問題を売春をしている女性、おそれのある女性に焦点化していたが、新法は日常生活の中で起きている社会の問題により派生することに焦点を当てている。特に「性的な被害」が書き込まれ、理念にも「人権擁護」「男女平等」という事が明確にうたわれている。「売春防止法」から脱却して2年になろうとしている。大きな変革、特に女性の人権が明確化された意味は大きい。また、新法はどの人とも「手を繋げる」ことが出来る法律であり、「当事者を真ん中に」機関のみではなく民間とも対等な関係の下、連携が強化された。

新法はまだ周知されていないが、年齢を問わず、所属を問わず、どの人も対等に利用できる法律である。ひとり一人の権利が守られている法律である。新法がこれからも「生きた法律」であることを願い活動してゆきたい。